下記の定例監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年8月21日

新庄市監査委員 髙山孝治

新庄市監査委員 山口吉靜

記

1. 監査対象 神室荘の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に 係る事業の管理について

2. 監査期間 平成25年5月1日~平成25年5月13日

監査の結果(指摘、要望事項)	措置の内容
1. 現時点での備品台帳を整備し、現物と照合で	1. 現存する備品の洗い出し・再点検を行い、未
きるような方法により、正確な備品管理に努め	整備であったこれまでの備品台帳の加除を行
ること。	った。また現物にラベルを貼付し、台帳と照合
	できるように改めた。